

加古川市介護保険給付費受領委任払取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）による給付に関する受領委任払の取扱いについて必要な事項を定め、要介護被保険者及び要支援被保険者（以下「要介護被保険者等」という。）の一時的な費用負担を軽減し、もって要介護被保険者等の生活の安定に寄与することを目的とする。

(事業者登録)

第2条 事業者は、加古川市の要介護被保険者等に対する給付について受領委任払の取扱いを行う場合は、加古川市に事業者登録申請書を提出し、事業者登録を受けなければならない。また、登録内容に変更が生じた場合は、変更申請書を提出するものとする。

(受領委任払の対象となる給付)

第3条 受領委任払の対象となる給付は、前条に規定する事業者登録を受けている事業者が提供する介護サービス給付のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第44条に規定する居宅介護福祉用具購入費及び法第56条に規定する介護予防福祉用具購入費（以下「福祉用具購入費」という。）の支給
- (2) 法第45条に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給

(福祉用具購入費及び住宅改修費の取扱い)

第4条 福祉用具購入費及び住宅改修費について受領委任払を利用できる者は、加古川市の要介護被保険者等で、法第66条に規定する保険料滞納者に係る支払方法変更の記載を受けていない者とする。

2 要介護被保険者等は、福祉用具購入費及び住宅改修費について受領委任払を利用する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 福祉用具購入費（事前申請）

- ア 介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（受領委任払）
- イ 購入予定の用具のカタログの写し
- ウ 購入予定の用具の内容が客観的に判別できる見積書

(2) 住宅改修費（事前申請）

- ア 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払）
- イ 住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー等が作成したもの）
- ウ 改修前の写真（改修予定箇所が客観的に判別できるもの）
- エ 工事見積書（保険給付申請内容が客観的に判別できるもの）
- オ 改修予定の図面（完成後の状態がわかるもの）
- カ 住宅の所有者の承諾書（名義人が本人以外の場合は必ず提出）

3 市長は、前項の規定により確認した結果を、当該要介護被保険者等に受理通知書を、事業者等に、その受理通知書の写しを送付する。

4 事業者は、福祉用具購入費又は住宅改修費について要介護被保険者等が受領委任払を利用することに同意する場合は、当該要介護被保険者等が当該事業者を支払うべき福祉用具購入費又

は住宅改修費に要する費用から、市長が福祉用具購入費又は住宅改修費として当該要介護被保険者等に支給すべき額を控除した額を当該要介護被保険者等から徴収するものとする。

5 要介護被保険者等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事後申請書類を、福祉用具購入後又は住宅改修工事完了後、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 福祉用具購入費（事後申請）

- ア 領収書
- イ 請求明細書
- ウ 受理通知書

(2) 住宅改修費（事後申請）

- ア 領収書
- イ 請求明細書
- ウ 改修後の写真（玄関、便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後それぞれの写真とし、原則として撮影日がわかるもの）
- エ 受理通知書

6 事業者は、要介護被保険者等から依頼があった場合は、第2項及び前項に規定する書類の作成に協力するとともに、申請の代行を行うものとする。

7 市長は、受領委任払の事後申請があった場合は、要介護被保険者等から提出された書類を審査するとともに、支給の可否を決定し、その結果を当該要介護被保険者等及び事業者に通知するものとする。

8 市長は、前項において支給することを決定した場合は、事後申請を受け付けた日の属する月の翌月末までに福祉用具購入費又は住宅改修費として要介護被保険者等に支給すべき額を当該要介護被保険者等に代わり介護サービスを提供した事業者へ支給するものとする。

（適用除外）

第5条 市長は、次の各号に該当する者に対しては、該当する事実を認めた日から起算して1年間は受領委任払を認めない。

- (1) 偽りその他不正な手段を用いて介護給付を受け、又は受けようとした者
- (2) 偽りその他不正な手段を用いて介護サービスを提供し、又は提供しようとした事業者
- (3) その他市長が受領委任払いを行うにあたり不相当であると認めた者

（補則）

第6条 この要領に定めるもののほか、介護保険給付費受領委任払の取扱いについて必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。